

資料 3

用地選定検討委員会の今後について

1. 本委員会の役割

① 設置要綱第 3 条から

委員会は、評価基準、用地の評価・選定、その他必要な事項について協議し、意見を述べる。

② 第 1 回委員会での確認事項

最終段階ではあくまで 3 市町の責任で最適な候補地を決定する。
本委員会を通じ、2～3 程度まで候補地の絞り込みを行うこと。

2. 現在までの状況

① 第 3 段階までの評価

本委員会とともに評価基準の作成作業を実施

評価結果について本日確認

→ 5 候補地までの絞り込みが完了

② 最終段階での評価

本日、評価基準案に対する意見聴取

3. 今後の展開（3 市町による最終作業）

① 最終段階 評価基準の作成

② 基準に照らした評価 → 数か所を最終段階候補地として選定

③ 情報収集等に基づき、地元合意の可能性を判断し、最終候補地を決定

④ 地元へのアプローチ

4. 本委員会の取扱い

今後、地元交渉を控える段階であるが、交渉の不調など、不慮の事態発生に伴う用地の再検討が必要となることも想定

① 本委員会の役割は、一旦終了

② 様々な事象に備え、令和 6 年度の間、委員の任期を延長